

議案第83号

勝山市定住促進住宅管理条例の一部改正について

勝山市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

民法の一部を改正する法律により債権関係の規定の見直しが行われたこと及びその他所要の規定の整備について改めたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例

勝山市定住促進住宅管理条例(平成21年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(敷金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃等</u> _____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p>	<p>(敷金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。</u></p> <p>4 第1項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p>

4 (略)

(修繕費用の負担)

第18条 定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用(置の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は

_____、市の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき理由によって前項に掲げる_____修繕の必要が生じたときは、**入居者は同項の規定にかかわらず修繕し、**_____又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項に**規定するもの以外の**

定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(駐車場の管理)

第28条 定住促進住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)の管理は、**第29条**から第35条までに定めるところにより、行わなければならない。

5 (略)

(修繕費用の負担)

第18条 定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用_____

_____は、**市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、**市の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき理由によって**定住促進住宅及び共同施設の**修繕の必要が生じたときは、**前項の規定にかかわらず、入居者は市長の選択に従い修繕し、**又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項において**市が負担することとされているもの以外の**

定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(駐車場の管理)

第28条 定住促進住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)の管理は、**次**条から第35条までに定めるところにより、行わなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。